

北本市の公の施設に係る指定管理者制度導入等にあたっての基本方針

市長決裁	平成16年12月
一部改正	平成17年5月
一部改正	令和5年4月
一部改正	令和5年5月

1 はじめに

この基本方針は、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、地方公共団体が設置する公の施設の管理に関し、指定管理者制度が導入されたことに伴い、その対応について本市の基本的な考えを定めたものである。

基本方針策定以降、本市において数多くの施設に指定管理者制度を導入し、これまで、指定期間の満了や更新の時期を迎えてきたところである。

今回、指定管理者制度の趣旨やこれまでの実績を踏まえ、今後の指定管理者制度のより効果的な導入を図るため、基本的な考え方を改めて定めるものである。

2 指定管理者制度について

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とするものである。

3 指定管理者制度への対応

本市では、指定管理者制度を公の施設の有力な管理手法の一つであると位置づけるものであるが、施設ごとに、指定管理者制度が効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成する最適な手法であるかを総合的に検討し、指定管理者制度の導入及び更新の是非を判断するものとする。

4 指定管理者制度導入の手続

(1) 指定管理者の募集

ア 条例の内容

指定管理者に係る条例に、次の事項を規定する。

- (ア) 指定の手続
- (イ) 管理の基準
- (ウ) 業務の範囲
- (エ) その他必要な事項

イ 募集の方法

募集の方法については、次の(ア)から(ウ)までを考慮したものとする。

(ア) 募集の方法

指定管理者の募集は、制度の趣旨に鑑み原則として公募とする。
その際、広報紙やホームページ等を活用し、広く応募者を募集する。

なお、制度趣旨を十分に考慮した上で、合理性が認められる場合に限り、非公募（随意指定）とすることができる。

(イ) 募集要項の作成

条例および規則に定めた指定管理者に係る管理の基準を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき事項について要項を整備する。

なお、非公募（随意指定）の際は、公募の際と同様に要項を整備する。

(ウ) 公募期間

公募の期間は、より多くの応募者が参加できるように相当な期間を確保する。

(2) 指定管理候補者選定委員会の設置・運営

ア 指定管理候補者選定委員会を要綱で設置する。

イ 委員会は、指定管理者の指定に関し応募者が提出する事業計画等に基づき、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査を行う。

ウ 委員会は、施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められる者を指定管理候補者として選定する。

なお、指定管理申請者が1者であっても審査しなければならない。

(3) 指定管理者の監督

ア 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

イ 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するために、毎年度、当該施設ごとに事業の評価を行う。

ウ 指定管理者の指導

指定管理者制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対して適切な指示等を行う。

5 個人情報保護及び情報公開

(1) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、指定管理者の個人情報の取り扱いに関しての必要な措置として、個人情報に関する規定を整備する。

(2) 情報公開

北本市情報公開条例の趣旨に則り、指定管理者が情報公開を行うための必要な措置として、情報公開に関する規定を整備する。

6 条例の設置

指定管理者制度の導入に伴い必要となる条例は、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲について共通化が図れないため、施設ごとに整備する。指定の手續等の共通事項についても各施設設置条例で定める。

7 議会での議決と指定

指定管理候補者を選定した場合は、法の規定に基づき議会の議決を経て、指定管理者の指定を行わなければならない。

8 利用料金制

指定管理者の経営努力の促進の観点から、利用料金制の積極的な導入を図ることとする。

9 指定の期間

指定の期間は、施設の性質、目的等を総合的に勘案して、3～5年を標準とする。